

議会基本条例策定特別委員会会議録

1. 日 時 平成20年9月29日(月) 午前9時開議

2. 場 所 第3・4委員会室

3. 出席委員 委員長 松 野 豊
副委員長 藤 井 俊 行
委 員 酒 井 睦 夫
" 戸 部 源 房
" 田 中 美 恵 子
" 乾 紳 一 郎
" 高 橋 ミ ツ 子
" 伊 藤 實
" 田 中 人 実

4. 欠席委員 な し

5. 委員外議員 馬 場 征 興 議長

6. 傍聴議員 堀 勇 一 議員
松 田 浩 三 議員
関 口 和 恵 議員
青 野 直 議員

7. 出席事務局員

事務局 長 秋 山 純
事務局 次 長 倉 田 繁 夫
主 査 竹 内 繁 教

8. 参考人

早稲田大学マニフェスト研究所 研究員 草間 剛

9. 報告事項及び確認事項

- (1) 第12回（8月28日）及び第13回（9月8日）特別委員会会議録について
- (2) キャッチフレーズ会派投票結果について

10. 協議事項

- (1) 骨子（案）について
- (2) シンポジウム実施要領について
- (3) 今後のスケジュール確認について

開会 午前 9時00分

松野豊委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第14回議会基本条例策定特別委員会を開会いたします。

本日の出席を御報告します。ただいまのところ出席委員8名、欠席委員1名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告申し上げます。

冒頭に本日配付資料の確認をさせていただきます。全部で8種類ございます。本日の次第書、A4 1枚、それからこの小さいですけども、キャッチフレーズの投票用紙、それから議会基本条例キャッチフレーズ会派投票結果のまとめたもの、それから4つ目が流山市議会基本条例（案）の骨子の最終版と書いてあるものが1セット、それから5つ目が、流山市議会基本条例（案）の骨子、コメント入りというもの、それから6つ目が、流山市議会基本条例シンポジウム実施要領ということで、A3の大きい、この大きいやつが1つ、それから新聞の記事です。A4 1枚で、毎日新聞と東京新聞と千葉日報の記事のコピー、それから骨子の解説つきと、骨子案の解説つきバージョンと3種類、骨子案としては、最終版というものとコメント入りと解説入りという3種類をお配りしております。全部で8種類になりますが、配付漏れございませんでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 骨子が3種類と、ちょっと順番が順不同ですけども、次第書とキャッチフレーズの会派の投票結果と、この小さい投票用紙です。あと実施要領です、A3の。解説つきというのが、解説つきと書いていないのですけれども。書いていないのですけれども、ここに。骨子案、流山市基本条例（案）の骨子というものが3つあれば大丈夫です。

〔「ない」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ない。少しお待ちください。ありました。大丈夫ですか。

それでは、次第に沿って進めていきたいと思えます。2番、報告及び確認事項……

〔「ない」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ない、何。解説つき。

〔「流山基本条例の骨子」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 骨子（案）というのが3つあるはず。2つしかない。新聞の下にあります、前の。新聞記事の下。

それでは報告及び確認事項（1）番、第12回（8月28日）及び第13回（9月8日）特別委員会会議録についてです。シンポジウムまでには会議録のホームページの全公開を考えましたので、各委員にはお忙しい中、御確認いただきましてありがとうございます。特に8月28日のものは80ページにも及ぶもので、非常にボリュームがあったかと思いますが、この内容、特に御変更なければ御了承いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 はい、ありがとうございました。

次に、（２）番、キャッチフレーズ会派投票結果については、事務局のほうからどのようなプロセス、結果になったかということをお報告いただきたいと思います。

竹内さん、よろしくお願ひします。

竹内議会事務局主査 おはようございます。事務局の竹内です。

それでは、今委員長からお話ありましたキャッチフレーズの会派投票結果につきまして御報告させていただきます。お配りしておりますキャッチフレーズ会派投票結果、A 4 縦のものをごらんいただきたいと思います。プロセスですが、全応募63作品の中から9月8日の議会基本条例第13回特別委員会におきまして、上記、1番から5番までの作品が選出されました。それをもとに特別委員以外の19名の各議員に、委員会で選出した5本の作品から1点投票していただきたい旨、委員長名で文書を出させていただきました。19名の議員の方から御投票いただきまして、今回お配りしております集計結果となっております。

1番、「市民から信頼される市議会を目指して」、5票を先頭に「あすへの挑戦、市議会の抜本改革」が1票、合計19票ということでございました。5件の中から、上位3件を選択いたしまして、お示ししておりますとおり「今・変わる！流山市議会」、「市民から信頼される市議会を目指して」、「目指せ議会改革日本一」の3件が選出されました。

プロセスにつきましては以上でございます。

松野豊委員長 ありがとうございます。というわけで、このような結果が出ましたが、こちらについてはよろしいでしょうか。シンポジウムの当日に、こちらの小さいほうを全部参加者の方にお配りをして、その出た投票結果で決めていきたいというふうに思います。流政会さんは特に、私も流政会ですけれども、特に操作せずに、だれかうちの出したやつではなく、もう純粋に投票をしてもらいました。3つになったわけですが、それは結果的にシンポジウムで投票して一番多かったものが、投票結果にもよりますが、同率みたいなことがあったら、また特別委員会で調整はしたいと思います。以前にもお話ししたように、条例骨子の中の目的のところはこのキャッチフレーズを入れるといいですねという案が出ていましたが、恐らくこの1番、3番というか、2番以外は目的に入れるのは、ちょっと文章として成り立たないので、市民から信頼される市議会を目指してが1位になれば、そのままそれを目的に入れ込めますが、これは結果が出てからまた皆さんと協議できればいいなというふうに思います。キャッチフレーズ（案）についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次に、ちょっと次第書にないのですが、（３）番というか、御報告で、今皆さんのお手元にもお配りしましたが、毎日新聞、東京新聞、千葉日報に10月4日の記事が掲載をされましたので、御報告をしておきます。各会派のお部屋にも1部ずつ事務局のほうで配付をさせていただいていますが、これにつきましては、特に記者会見を行ったわけではなくて、プレスリリースといっ

て、記者クラブのほうにシンポジウムのチラシと議長名で少しちょっとあいさつ文を入れたものを郵送、ファクス、郵送ですか。郵送をさせていただきました。そのリリースに基づいて記事をそれぞれ各新聞社が起こしていただいたようです。一応御報告をしておきます。

それでは、3番、協議事項に入りたいと思います。骨子案についてです。前回第8章までやっているのですが、今日ちょっとお配りしているのが3種類ありまして、これは後ほど協議いたしますが、(2)番のシンポジウムの実施要領のところで協議いたしますが、前回の議論の中で、途中の議論の過程が少しでも見えるものを会場で配ったほうが市民の方がわかりやすいのではないかという御意見がありまして、そのコメントが入っているものと、あとコメントが入っていると少しごちゃごちゃしてしまうので、すっきりしたほうがいいのではないかということで、最終版というものと、もう一枚、直前にお配りをさせていただいた何も入っていないというか、解説が入っているのですが、解説が入っているものとお配りをしていますが、これを実際にシンポジウムでどれを配布するのがいいかということについては、後ほどの(2)番のシンポジウムの実施要領のところで皆さんと協議をしたいと思います。まずは、この骨子案、10章まで最後まで協議を終わらせてしまいたいと思いますので、今日はパワーポイントというか、プロジェクターに出ている、スクリーンに出ている画面を見ていただくか、あるいは皆さんのお手元のコメント入りという、流山市議会基本条例(案)の骨子、コメント入りというのを見ていただきながら、御参考いただきながら、このコメント入りというのが今画面に出しているものと同じものでございますので、こちらを拝見いただきながら、8章から引き続き協議をしていきたいと思います。

まず、前回9月8日に8章のこの議員研修の充実強化までは協議をさせていただきました。その際に、今日ちょっとまだ御欠席なのですが、酒井委員のほうから、議員の資質並びに政策形成及び立案のところで、議員立法で条例をつくるというのを入れてはどうかという御提案がありました。以前の議事録をそのときちょっと記憶の範囲でしっかり覚えていなかったもので、次回、開催時まで議事録をもう一度読み直して、再度今日のこの委員会で協議しますというふうに申し上げておったのですが、議事録確認したところ、はっきりとは出ていないのですが、議員立法をつくること自体には、皆さん余り反対はなかったように思います。ただし、議員立法を年1本上げるとか、年3本上げるとか、具体的な数字を上げるという、当初、酒井委員の御提案があったのですが、それについては議会基本条例で触れることではなくて、御自身の活動であるとか、あるいはマニフェストのようなものの中でそういう約束を有権者としていくことであって、数字までは入れなくてもいいのではないかという御意見が大半のようでした。これについては、議員立法を積極的に推進していくとか、そういう文言は入れてもよろしいのかなということで、ちょっと皆さんの御意見をいただきたいのと。もう一つは、これ入れるとしたら、8章かというちょっと議論をして、8章ではないような気が、全体を見ると2章のところの議員活動の原則の中で成文化していく中で、議員立法で条例をつくるということを入れるほうが、バランスで見ると正しいのかなという気がしていますが、

このあたりも含めて委員の皆さんから御意見をちょうだいできればというふうに思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私は、この議会基本条例の中に入れてほしいと思います。ただ、それは努めるというふうな形でいいと思うのですけれども、基本的なスタンスを示すものになると思うので。それで、規定されるのはこの8章ではないので、第2章のところ、前に第2章の②のところ、ここに議員立法の問題も触れていたのですけれども、そのときにも私言いましたけれども、これは別に整理したほうがいいということを行いましたけれども、議員の活動原則の中に入れてどうか。委員長が言ったように、議員の活動原則の中に、今3つありますけれども、それに足して条例提案、努めるというふうな形で入れたらどうかというふうに思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 議員立法の場合は、二元代表制の中で、議会が市に携わっていかなければいけない問題だと思うのです。しかし、酒井さんが言うように、年に1本とか、2本とか、そういうものは規定すべきではないと。やっぱり立法というのは、つくった以上は、それが有効に運用されなければいけないものですから、それなりにやはり準備も必要だし、そういう機会もあると思うのです。そういうことで、そういう細かなものは入れる必要はないと。

それから、乾さんが言ったように、入れる場所は、やはり8章ではなくて、2章の議員の活動原則がございませぬ。そちらのほうに入れてほしいのではないかなと、そういうふうに思います。

松野豊委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。ちょっと済みませぬ。当事者が御欠席なので、よろしいですか、副委員長、同じ会派ということで。

では、一たんちょっと仮置きで、文言はまた成文化するときに具体的な文言は整理するとして、現状では議員立法で条例提案を積極的にすることに努めるとか、何かその程度で置いておいてよろしいですか、その程度の表現。では、そのようにさせていただきます。

次に、8章に戻りますが、議会事務局の体制整備です。議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査、法務機能の充実強化ということですが、これは骨子に入れるということでもよろしいでしょうか。よろしいですか。

次に、議会図書室の利用、議員の政策形成、立案能力の向上を図るための図書の充実、それから開かれた議会図書室、市民開放ということで、これも入れるということでもよろしいでしょうか。

次に、議会広報の充実、情報技術の多様な手段の活用による議会広報の充実ということで、こちらにも入れるということでもよろしいですか。これは情報技術、恐らくホームページのことかな。表現が……ホームページ等とか入れます、頭に。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 では、ホームページ等と入れておきましょうか。

〔「IT部門」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ITでもちょっとわかりづらい気がする。ホームページあるいはインターネットとか、ホームページなど情報技術の多様な手段の活用による議会広報の充実ということでよろしいでしょうか。

〔「などは」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 「など」入れました。

次に、専門的知見の活用で、市の重要課題に対応するための専門的知見の積極的な活用、これも盛り込むということでよろしいでしょうか。

それでは、第8章全体通じて、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 一番最後のほうに表現されていますけれども、議会の予算と人事権の問題ですよね。

8章と合体させたほうがよいではないかと。

松野豊委員長 ああ、それですね。聞いてきました。前回の日に。

〔何事か呼ぶ者あり〕

戸部源房委員 それはちゃんとなっていますよね。それだったら、私構わないです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 これは、前回の議論の中で入りましたので、一番下を削ります、逆に。一番下のこの6章すべてを8章とあわせたほうがいいのではないかという注釈を削ります。もうこれ既に処理済みですので。6章というか、4章に入れました、議論の中で、4章……

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、8章はよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 今酒井委員いらっしゃいましたので、今議論の中で、前回、酒井委員から出ていました議員立法の条例提案の件につきましては、第2章に入れるということで。ただ、年間何本上げるとか、その本数までは言及しないということで今決定をしましたので、一応お知らせというか、共有をしておきます。議員立法で条例提案を積極的にすることに努めるという程度の表現で、細かい文言とか表現に関しては、成文化のときにまた再度議論するというので、項目としては入れるということで合議されましたので、お知らせをしておきます。

では、次9章に行ってしまうてよろしいですか。では、9章です。議員の政治倫理、身分及び待遇、議員の政治倫理、議員の倫理性の自覚と流山市議会政治倫理条例の遵守、括弧、もう一個は米印で品位というふうに出ていますが、これたしか議論の中で品位とかという言葉を入れたほうがいいのではないかという議論があったので、品位というのだけが入っていますが、これについては、まず骨子に入れるということでよろしいですか。

伊藤委員。

伊藤實委員 ここに品位という言葉は入れないほうが品位があるのではないかと私は思うのですけれども。

[何事か呼ぶ者あり]

伊藤實委員 と私は思うのですけれども、そのために倫理条例ができていますので。

松野豊委員長 では、乾委員。

乾紳一郎委員 倫理性の自覚という中に品位という言葉も書き込めばいい。別に立てることではなくて、その倫理の問題の中で品位の問題も、品位という言葉も入れておけばいいのではないですか。

松野豊委員長 品位という言葉が大きいというか、とらえ方がいろいろあるので、あれですけれども。では、一応これ括弧して品位にしておきます。

[「品位、品格」と呼ぶ者あり]

松野豊委員長 品位、品格。では、とりあえず入れるということによろしいですか。細かい表現はまた成文化のときに議論するというので。

次、議員定数です。議員定数の改正に当たっての考慮すべき視点について規定するというところになっていましたが、これについては、現時点では入れる。これ議員定数……これちょっと他市とちなみにどうなっているのでしたっけ。ちょっと草間研究員から他市の事例を紹介いただきます。

草間研究員 例えばこの骨子の表現の中で、考慮すべき視点について規定という意味なのですけれども、恐らく例えば伊賀市議会の20条でございます。これ議員定数を定めているのですけれども、「議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする」と、また「議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする」、第3項「議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする」と非常に丁寧に書いてあるのが伊賀市でございます。

松野豊委員長 ちょっと済みません。皆さんにイメージいただくために、あえてちょっと他市さんの事例を御紹介いただきました。草間研究員、ありがとうございました。いかがですか。実際の表現は、また別途、成文化のときに議論するとしても、この議員定数のことについて項目は入れておくということによろしいですか。

戸部委員。

戸部源房委員 この前、議員定数を削ったときも、そういうものはきちっと議論した上で、これ提案したのです、実際問題は。ですから、これについては、はっきりうたっておいたほうがいいのではないかと。

松野豊委員長 それでは、骨子に残すということで行きたいと思います。

次、議員報酬です。議員報酬の定期的な見直しや改正について考慮すべき視点と。委員または議員から提出による改正など、これもちょっと済みません。御参考までに他市の。

草間研究員。

草間研究員 それでは、これ栗山町を御紹介いたします。第17条「議員報酬は、別に条例で定める」ということ、報酬条例でございます。2項「議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく」これも行財政改革の視点ではなくという言葉を使っております。「町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする」、3項「議員報酬の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする」としております。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 今の栗山町の場合、議員が必ずというふうになっているし、ほかの市を見ると、議員が提案する場合はという書き方もしているのですけれども、今議員報酬を提案するのは執行部側なのよね。そここのところを変えるかという話になるのです。そういう議論をここでしなくては行けないと、今。ただ、議員報酬を執行部側が出して、それを議決するだけだったら、そんなに大した議論は要らないのだけれども。でも、今はそれでいいのかなということが問われると。一方では、今までは議員が自分で報酬を決めるのはお手盛りになるということの意味もあったから、そこはどうするのかということですよ。

松野豊委員長 ちょっと草間研究員のほうから。栗山町がそこまで踏み込んだ、それは別に法には抵触はしない。ちょっと解説できます、それというのは。解説するようなあれではないか。立法学の話。

草間研究員 ただ、他市でも、こちらもちろん総務省から文句言われたという事例ございませんし。ただし、これをもって御自分たちでその条例提案をされたということも私聞いておりませんので。これも皆様がここで御議論いただいて、流山市の場合はどうするかという分権の視点に沿った御議論をいただけるようお願いしたいというふうに思います。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 草間さん、ちょっと教えていただきたいのですけれども、この議員定数とか、議員報酬というのは、市民の意見を聞いて決めるという、その市民の意見を反映するというのを入れている事例はどんなものなのでしょう。余りないのですか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 事例としては、私も余り聞いてはいないのですけれども、ねらいといたしましては、ここで附属機関等で議会で設けて、議会の審議会をつくって、議会がその審議会の委員を呼んで、それで意見を聞くような制度をねらっているところもあります。また、参考人や、既存の制度で言う

と参考人等呼んでいただいて意見聴取する方法、また専門的知見を活用して、専門家の方を呼んで意見を聞く方法ということは考えられます。ちょっと違いますか。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 具体的な条例の中にそういうルールを書き込んである自治体はあるのですかという。

松野豊委員長 この特別委員会については、反問権を認めていますので、何か意味が、あれでしたら、もう一回、草間研究員が。

草間研究員 要するに報酬をどのように決めるかということで、例えば参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとするという努力規定がございますので、これ参考人は公聴会を使用しなくてはいけないという規定ではどれも無いのです。ですので、条例でここで書いておいて、大枠で、活用する場合には、これらを随時利用していくという解釈で、皆さんは運用されていると。ただ、その運用実績については、私は聞いておりませんので、こちらもぜひ流山で最新の事例をつくっていただければと思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 定数は別にしても、議員報酬についてですけれども、これは流山市の場合は、市長提案で報酬審議会にかけて、それで決定されて、私たちの意見というか、そういうものはないと思うのです。定数は自ら30人から28にしたということはあるけれども、報酬については今ないと思うのです。ここで基本条例の中に盛り込むということで今入っていますけれども、これは私が市民やみんなから聞く意見で、議員になって今46万円の報酬、それが妥当かどうかということは、私なんか極端に言って、少ないと思うのです。手取りないのです、ほとんどない。それで、ほとんどないというか、使う。お金持っている、お金というか、あるいは若い人で結婚して子ども3人もいて、これから入学だ何とかといろんなことがある人に対しては、仕事で専念する場合に足りるかかどうかといったら足りません。そういう現実をよく精査すると、ある人は半分でもいいというし、要らないという人もいるわけで、いろんな人がいるけれども、そういった中で議会の中の議員の意見がどっかで反映されるような形はとられていかれたほうがいいのか。これは難しいと思います。現実には、皆さんそれぞれ考えていると思うけれども。

松野豊委員長 ちょっと待って。事務局に確認したいのです。これ吉原さんでないとわからないかな。報酬審議会にかけているのは、報酬審議会にかけなければいけないという何か規定があるのでしたっけ。特にない。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 あります。条例である。

ちょっと、竹内さん。

竹内議会事務局主査 特別職にかかわる報酬の条例の中で規定されております。

松野豊委員長 議員報酬についても、それは議員報酬という表現がされているのですか、それとも特

別職ですか。というのは、今定例会で議運提案で恐らく提案されますけれども、その例の一般質問の最終日でも議案第62号で出ましたけれども、自治法改正を受けて……議員報酬のやつは62号でやってしまったのだけ、可決した。ちょっと今、頭の中ごっちゃになっている。全員協議会と代表者会議を正式な機関に決定づけるというのが10月2日の最終日だった。62号はもうやってしまったのだね、やってしまったのですね。可決していますけれども、自治法改正で特別職報酬を議員だけ別立てにして、議員報酬に改めるといふふうになりましたけれども、それは流山市のほうの条例はそこは改定していないですよ。その整理とか。乾さんわかります。

では、乾委員。

乾紳一郎委員 このポイントというか、何でその議員……多分、全国的にも議員報酬は首長が提案するのだと思うのです。そういう流れで来ているのです。それが何でこういう議論になっているかという、その定数の問題もそうだし、報酬の問題もそうなのだけれども、やっぱり議員の報酬、高いではないかとか、いろいろやっぱり言われるではないですか。そのときに議員、要するに議会自体が説明できないのです、今。報酬の根拠については説明できないのです。それは市長部局から提案されたからという、それに賛成だとか、反対だとかという議論しかならないので、多分それで議会基本条例の中で、議員報酬も議会が決めるというふうな流れが恐らく出てきているだろうというふうに思うのです。そういうことをこの議会、流山市議会で考えるかどうかなのです。議員報酬の根拠については、我々自身が決めて説明をするという。説明責任を持つという、その辺のことをどう考えるか、とらえるかということだというふうに私は思うのですけれども、ちょっと草間さんにその辺のことも含めて。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 議会基本条例も今第2フェーズを迎えておりまして、第1期の栗山、三重、伊賀というところが出した際のその報酬の書き方というのは、委員御指摘のとおり、要するに自分たちが説明をしようというところに入っておりまして。今多くの、これは都道府県レベルの話なのですが、言われているのが、議員報酬の見直しと国の動き、制度改正に見合って、議会活動とこの議員報酬を見合わせようということで、この議会基本条例の中でトータル的に御議論いただいている事例がございます。要するに議会の活動、議員の活動を議会基本条例の流山で言いますと、2章で御議論いただいて、これをつまみこの報酬の話に直結しようという御議論をいただいている都道府県議会がございます。具体的に言いますと、要するに地元での活動というのを、これは議員報酬、要するに皆様がいただいているお金というのは、議会だけの活動ではなくて、御地元で御意見を聞くなり、またいろんなところに出向いて市民の意見をそのまま市政に反映するとか、そういった情報を収集する活動、いわゆる地元活動というのも議員活動なのだよという御説明を、流山で言いますと、この第2章には議員の活動原則に入れて、それに従いまして、さっき委員が御指摘したその議員報酬の説明にしようという御議論が実はあるのです。要するにこれは政務調査費や議員報酬とい

う、その定義はあいまいでございますので、一括して、議員の活動とは何なのだ、議会の活動とは何なのだというのを、要するに活動原則で御議論いただいて、お金に、要するに皆さんの報酬に直結させようという議論もあります。

以上でございます。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 議員報酬については、今までいただいて、ここまで議員やらせていただいていますけれども。はっきり言いまして、議員報酬だけでは生活は成り立ちません、経験上。やはり議員の報酬が高過ぎるといふ、市民の方がそういう意見があるの、その原因の一つは、例えば国会議員だとか、県会議員だとか、それから大都市部の報酬、政務調査費も非常にそういう面で問題になりましたけれども。十把一からげで議員の報酬というのは、その労働の対価以上をもらっていると、そういうやっぱり認識が根強いのだと思うのです。だから、やはり議会の側から説明できるような、やっぱりそういうスタンスは必要だと思うし、それからやっぱり問題なのは、報酬等審議会が果たしてきちっとそういう評価をでき得る機関なのかというの、私自身も疑問なのです。ですから、第三者機関として、今の報酬等審議会ではない形できちっと第三者的に議員の活動を評価していただけるような機関をつくるべきではないかなというふうに思うのです。

それで、執行部のほうも、地方分権に伴って、やっぱり事務量は相当増えていますし、議員もそれによって当然そういった執行を審査するわけですから、議会の中だけの活動でも相当増えていますし、それとこういう時代ですから、議会だけの活動ではなくて、町へ出て、今回の議会のシンポジウムもその先駆的な取り組みだとは思いますが、そういう活動もやっていけば、労働に対する対価ということできちっと説明ができるようなやっぱり仕組みをつくっていかないといけないと思うし、それと同時に、私たち議員もきちっとそうしないと、手抜いていたら、それは言われるの当たり前です。その辺が目に見えるような形のやっぱりシステムをつくっていけば、例えば議員のほうから報酬を上げてほしいと、それ第三者機関にも審査していただいてというのは、何ら恥じるところは、私はないと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 今の議員報酬がということで言うと、個人的に言うと、私ども子どもが3人いるので、みんな大学だとか、そういう時期を迎えて非常に大変なのは大変です。議員報酬自体は、やっぱり市民の暮らしの実態とかとやっぱり合わせていかななくてはいけない部分、給与がどんどん下がっているときに上げるというふうなことなんかは、やっぱりなかなか難しいというふうに思います。

それで、議員報酬、これどうするかという根本的な議論をここでやっていくと、すごく時間がかかってしまうので、処理の仕方というか、条例上の処理の仕方なのですけれども、伊賀市の議員報酬のところの21条の2項がこういう書き方しているのです。議員報酬条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除いて、明確な改正理由の説明を付して、法の109条あ

るいは112条に基づいて、委員会または議員から提出するものとするということで、今までの流れを残していきながら、議会としてできるという、そういう場の設定をしているので、こういうことなら、今ある程度そういうところでまともな形としてできる。では、本格的にそれをどうするかといったら、さっきも田中さんも出たけれども、その附属機関的な第三者機関を考えると、いろんなことで実際にはどうするかという議論にはなるかなというふうには思いますけれども。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 議員報酬というのは、現実には報酬審議会にかけられてやられているわけです。これは市長も同じだけれども。これについては、市長の手当がすぐ変わってしまったり、いろんな問題点があるので、ここら辺については議員の報酬までということは、ちょっと問題があるのではないかなど。今後、考えるべきことは、前から言っているように、私は予算とかあるいは人事権もということも、議員が責任を持ってやるべきだということを言いましたけれども、自治法の関係で、それは文言等々、変えていますけれども、やはりこれと関連して、議員報酬もやはり議員がきちっと決めて、あるいは管理していくような形で今後はやっていくべきではないかなど、そういう流れではないかなど思っているのです。そういうことで、いつときにはできませんけれども、この基本条例の中には、そのことはある程度うたって、今後の課題として、先ほど田中さんが言われたようなことあるいは乾委員さんが言われたような形で転換させていくと、運用面で、そういう形で持っていったらいいのではないかなどいうふうに思っています。

松野豊委員長 成文化する段階で、多分先ほど乾さんのおっしゃられたような内容、伊賀市の例を引くか、他市というか、流山独自でいくかというのは、もうちょっと議論していけばいいと思うのですけれども。では、ほか御意見。

酒井委員。

酒井睦夫委員 議員定数もそうなのですから、特に議員報酬は議員が決めるというのは、もう必ず、高かろうが、低かろうが、お手盛りという批判が出ますから、議員が決めるということではいけないと思うのです。それはやっぱり市民の意思を反映しなければいけない。それが市民の意見といたって、どうやってやるのだ、これ難しいので、やり方は参考人でも、公聴会でも、第三者機関でもいいのですけれども、議員が自分で勝手に決めたということは避けなければいけないと思います。だから、必ず何らかの公平な第三者機関の意見を反映するということがないと市民が納得しない、そう思います。

松野豊委員長 そこは多分、恐らく委員の皆さん一致してしまっていて、要するに参考人なり、第三者を入れる。先ほど田中実委員からもあったように、では現状の報酬審議会がどうなのだとするところがあって、それは今までの考え方とこれからの考え方が違うので、今の報酬審議会を決して否定するわけではないのですが、共有をしておく、なるべく報酬審議会は、今までの考え方と言うと、議員と直接接しないようにしてきた嫌いがあるのです。そうすると、要するに急に情が移ってしま

ったりということもあるかもしれないということで、我々、少なくとも僕は一回もお会いしたことはないです、報酬審議会の委員の方と。でも、それが今の時代に今度なぞらえて考えたときに、果たして正しいのかというのは、そういう意味でもしかしたら田中人実委員はおっしゃっていないかもしれないですが、私はそう思います。要するに見たこともない人が何で報酬決められるのだと。要するに議員の議会の活動あるいは朝の駅立ちであったり、ふだんの講演会活動、全部ある程度見た上で、社会的通念上に鑑みて報酬を決定するということをしていただかないと、何名かの委員さんが言っていました、私もそうですけれども、議員報酬だけでは飯は食えないです。という実情がありますので。ただ、それは先ほど高橋委員もおっしゃっていたように、議員さんの背景によって、議員報酬だけで飯が食える人もいますので。ただ、例えば定年退職を迎えた人とか、あるいはもともと御商売を何かやっていたら、それが母体でという。戸部さんみたいに、戸部さんと言っては、個人名言うとなれですけども、資産をお持ちである方とかいろいろ。でも、議員というのは市民の代表ですから、いろんな人がいるべきであって、いろんな背景の方が市民の代表として、候補者としているべきですから、そういう意味では、高橋委員がおっしゃっていたように、議員報酬だけでも生活が成り立つような見直しをしていかなければいけない。ただ、我々議員が全部勝手に決めるという意味ではなくて、そういう議員活動とか、議会のことをちゃんと見ていただいた方に報酬審議委員的な議会の附属機関を設けるかどうか、また運用上の問題ですけども、そういうことをきちっと知っていただいた方に公平にやっていただくというやり方に変えてもいいのではないかなという議論かと思えます。

酒井委員。

酒井睦夫委員 済みません。私もちょっと一言だけで、もう発言しませんから。

どうせこれはまた別の機会にやるわけですけども、一言だけ言わせていただくと、議員報酬で食えるとか、食えないというのは、判断材料として、私弱いと思うのです。というのは、私ずっと市民の意見を聞くと、私のつき合っている人というのは、現役サラリーマンか、サラリーマンのOBの人がほとんどなのですが、そういう人から言うと、年俸七、八百万円で高いという人はほとんどいなかったのです。自分の給料と比較して安いねという感じだった。納得する形にもっていかなければならない。ところが、最近違ってきているのは、ワーキングプアとかどんどん増えて、200万円、300万円の人がずっと増えてきているという中で、その議員が七、八百万円というのは、高過ぎるのではないかと。社会の通念から、そのバランスの問題なのです。その判断をする人というのは、やっぱり公正な何とか審議会とか、何とか委員会とか、そういう人たちが公平に判断して、だれもが納得する形に持っていかなければいかぬだろうなど。だから、議員が食える、食えないというのは、世の中に食えない人いっぱいいます、ワーキングプアで。そういうことあるので、公正な第三者機関に判断してもらおうというのがいいと思います。

松野豊委員長 では、こっちから順番に。田中人実委員から順番に回します。

田中人実委員。

田中人実委員 議員活動をやるのにこれでは食えないと、そこだけ言っているわけではなくて、政治家の役目というのは、市民の生活を向上させることでしょう。それは国会議員に言いたいだけでなく、そのワーキングプアの問題は、まさに国の政策です。それを私たち地方議員は、では抜本的にやるには、やっぱり国政に頼らざるを得ないけれども、そこを流山市地方自治体レベルでどう解消していくかということが、やっぱり議員もそういう役目があるので、その市民が食べられない人もいと、それとの対比で議論されても、ちょっと困るのだと、そういうことです。

松野豊委員長 では、戸部委員。

戸部源房委員 議員の報酬というのは、やはり議員の活動とか、そういうものの対価です。そういうあれです。だから、市民に対してどういうふうに貢献したか、これを目に見える形でわからせるような形、これが今議員というのはということで、議会基本条例もつくっているわけです。ですから、そういうことで考えていけばいいのではないかと。

それから、市民の問題についても、はっきり言いますと、市長の報酬と、それから議員の報酬改正ありました。これについても、市長に対しては、市民が納得がいかないのだから、財政再建のあれをきちっと発表した後にやりなさいと、私の会派では言ったのです、市長に。それをやらない前に改正するのはおかしいと。それで、そういうことを言って、議員の報酬については、それをきちっと発表した後、改正になりました。そういう形で、やはり先ほど酒井さんが言ったけれども、議員が勝手に何でもかんでもやってしまうということではなくて、あくまでも市民の代表ですから、何らかの形で市民のいろんな意見を聞いて改正すると、あるいは市民の評価を得てやるというような、そういう形が実際にはやっていかなければいけないと。また、私どもはそういうふうに乗っかっていますということです。そういうことで、考えていただきたいな。

松野豊委員長 では、伊藤委員。

伊藤實委員 皆さん、現実的な話が出てくるとにぎやかですけれども。議会基本条例の骨子のお話を今やっているわけですから、具体的な話はその後やればよいことで、骨子として入れることは、入れるべきだと私は思います。入れてもしょうがないものね。そういうことで。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 現状は、首長の権限で報酬審議会、審議会の委員長はメンバーよくわからないと言ったけれども、私も数人の方、いろんなところから出ているという人たちが代表していると思います。あくまでも市長がお諮りをとるか、諮問して、決定しているというのが現状だよ。そういう中で、今までは財政が本当に厳しいから、カットしようということではお話があったり、それで市長も自らもやって、自ら直したというところも経験としてあるわけで、権限です、市長の。そこに議員がもし提案したいとき、あるいは議論してこういうふうな方向で御検討してほしいということの意見が付せるような状況にしておけば、見直しにしてもどういうふうになるだろうが、意見がそこ

に反映されて、そして審議会等で第三者機関で検討してもらって、その議会の議員の権限がそこに移って行って、審査されて、その結果であれば、やっぱりそれに基づいて。基本的にはやっぱり議員の活動の対価だということは、皆さんおっしゃっているように、何もしないで、これはもう周りも見ていますけれども、大体の人は一人一人の活動、大っぴらにというか、見る人は見ているし、程度も、余り関心のない人もいますから、関心を持っている人もいるし、そんなに忙しいのと、私なんかも、それ私がやっているということではないけれども、私は批判されて、民生委員みたいなことをやるから、あなたは忙しくてそんなふうに行っているのよと、民生委員は民生委員がいるのだから、民生委員の活動がだからできないのだと、こういう本当に立派な方だけれども、おしかりする人いるのです。でも、それが福祉の視点でいくと、少しでもいかがですかという、御近所にしても、知り合いにしても、そういう相談は皆さん受けていると思いますから、そういう仕事を余りやらないのが議員だと。議員は流山の先を見据えた運動しろということを言われているのです。そのくらいですから……

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 ちょっと整理をして、私が言いたいのは、報酬等審議会が首長の報酬も、議員の報酬も決めると。それから、市長が諮問しないとだめだということにやっぱり区別をするべきだと思うのです。ですから、では報酬等審議会が残すのなら、市長は御自分で自分の報酬を判断してもらえばいいし。我々議会のほうで別な第三者機関の中で正当なあるいは客観的に見て決めていただければ、お手盛りでも何でもなし。そういう仕組みをやっぱりつくるとい意味での条項の書き方でいいのではないかと思います。

松野豊委員長 ありがとうございます。報酬については入れるということで、まず合議いただきました。それから、成文化するときにまた議論しますが、今最後、田中人実委員がおまとめいただいたように、現状、執行部提案になっているものを、そうではなくて二元代表制ということもありますから、議会で第三者機関を設けて議員報酬を決めるというふうを設定するのか、あるいは先ほど乾委員からもありました、そうはいつでも自治法、あれ自治法ですか、住民監査のやつは。その伊賀市議会を出ているベースになっているのは自治法。住民が請求、何でしたっけ、乾さん。それ自治法なのかな。住民から直接請求があった場合というの、自治法。直接請求、これは削れないかもしれませんが、執行部が決めるというところについては、ちょっと今後、要議論かなと。また成文化していくときに議論かなと。

それと、あわせてやらなくてはいけないのが、先ほど草間研究員からも御紹介いただきました、その活動原則、議員の仕事とは何なのだとか、議員の活動原則と対比しながら、あるいはその政務調査費も含めて、では政務調査費の政務って何なのだと、非常にあいまいもことしているわけで、その辺も含めてそちらと対比しながら議員報酬については協議をしていくという、盛り込む方向で協議していくというところで、今日のところはまとめさせてよろしい……

乾委員。

乾紳一郎委員 議員報酬を市長の報酬審議会から提案するという、今のやり方から変えるというのは、やっぱりかなりの議論が必要だと思います。だから、この基本条例のできるまでに、それを議論するというのは、ちょっと難しいのではないかなというふうに思いますが、それ……

松野豊委員長 それについては、どうしようかな。とにかく議論はすると、今後。今日のところは盛り込む方向で、中身の執行部提案を今までのやり方を変えるということについても、結論が出るかどうかは別として議論をしていくということでまとめさせていただいていいですか、今日のところ。では、9章よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 第10章、最高規範性と見直し手続（最高規範性）、議会運営にかかわる最高規範性の定義、これ見直し手続って何でしたっけ、竹内さん。定期的に条例を見直すという……

竹内さん。

竹内議会事務局主査 見直し手続は、どの条例にもほぼ入っているのですけれども、これは、条例はつくったら終わりではなく、社会情勢や経済情勢、行政改革情勢によって、その時代に沿った目的達成のための検証をして、条例がその現状にそぐわない場合には条例改正をしていくという、そういう部分でございます。

松野豊委員長 済みません。下にあります。では、ちょっと1個ずついきます。最高規範性については定義するというところでよろしいですか。

戸部委員。

戸部源房委員 これ最高規範性ということで、いろいろ議論はあるのだけれども、ここに前に「議会運営の」と書いてありますから、それを踏まえて、これはうたっているのではないかと。

松野豊委員長 では、よろしいでしょうか。盛り込むということ。それで、次に見直し手続です。もう一個あります。一般選挙後、議員への速やかな議会基本条例研修の実施、これは議員研修のほうに入るのではないのかな。ここでいいのかな。ここでもありですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 書くことない。もう抜きます。要らないですか。皆さん、要らないですか。これはもう議員研修の中でやると。では、これ抜きます。一般選挙後、議員への速やかな研修の実施というのは、これは削除します。次に、見直し手続、条例の目的達成の検証、検証結果による条例改正を含め適切な対応措置、ここについてはいかがでしょうか。

田中人実委員。

田中人実委員 これは事務局に質問なのですが、そうなると、来年議会人事の改選あるでしょう。そこでこの議会基本条例策定の特別委員会は、役目はそこで終わると思うのだけれども、その後、見直しとか、達成度の検証というのは、どういう機関でやることになるのでしょうか。

松野豊委員長 竹内さん。

竹内議会事務局主査 それは今後引き続き御議論していただくところだと思っておりますが、私どもが想定して参考にしていますのは、京丹後市の運用でございます。条例策定から上程、可決までは、特別委員会で行い、その後の検証など細かい部分については、議会運営委員会のほうで、議会改革項目の一つとして、条例の検証を行うものです。議会運営委員会の所管事項の一つとしてこの議会基本条例を位置づけるものです。仮に条例改正が必要となった場合には、議論いただいたことを踏まえ委員長が発議する等の方法で運用していくことを考えているところでございます。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 それで、京丹後市議会は策定になったのがいつでしたか。まだ事例はないのでしょうか、先進地では。

竹内議会事務局主査 京丹後市が平成19年12月です。制定されて1年で、そう簡単に改正はされていないかと思えます。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 今事務局で発表になったように、議会基本条例つくったとしても、これで終わりというわけではないのです。ここで議論が打ち合わなかったものなんかも、議会運営委員会で改革を進めていかなければいけないのだ、討議していかなければいけない。それから、今後も情勢が変わってくるので、当然議会改革を進めていかなければいけない、そういう意味では、議会運営委員会が中心になって、これが成立した後、やらざるを得ないのかなと。それで、特に重要な案件については、特別委員会で再度立ち上げるとか、そういう問題で対処できるのではないかなというふうに思っていますけれども。この文言については、どの条例でもやはり時代の変化に対応するために、これは案文を入れてありますから、これはきちっと入れておいたほうがいいのではないかなと、そういうふうに思えます。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 検証とか、それからさらにその改定をしていく場合にどうするのかということについては、私も議会運営委員会でいいのだろうなというふうに思っています。ただ、ちょっと前に流山らしさをどう出すかという議論のときに、ここに書いてあるページの下のほうにも書いてある。僕も思いつきで、三重県は議会改革の推進という項目を入れてやっていると。これで、三重県の県議会、県の条例では、議会改革推進委員会みたいなのを設置しているのだ。それで設置して引き続きやっていくよということで、それで議会改革の推進というのも一つの項目として入れているのだけれども。そういう考え方もあるのだろうなというふうに思えます。ただ、これは今の流山の状況だったら、議会運営委員会の中でやっぱり検証していくということでもいいと思いますけれども。

松野豊委員長 よろしいですか。それでは、盛り込むということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、第10章まで終わりました。ちょっと附則のところの確認と、あと附則の下に以前議論したコメントが入っているので、その確認をまずちょっとさっさとしたいと思いますが。附則は施行期日、「この条例は、平成21年〇月〇日から施行する」というふうに附則で入ります。3月上旬予定ですけれども、これまた成文化するときに具体的な日にちは入れたいと思います。

それから経過措置、「この条例の施行の日から平成〇〇年〇月〇日までの間は」というふうになっていますが、第4章、一般質問の一问一答方式、4章を見ていただくとわかるのですが、2番目の4章の一番上、議員と市長と執行部、機関との関係の中の丸印の2番目、「市政上の論点、争点の明確化のための対面演壇方式の一问一答による一般質問」というふうに出ていますが、ここかと思いますが、ここを「一般質問における一问一答方式と一括方式の選択制とする」と、現実に今選択制になっているので、そういうふう読みかえて適用すると入れています。

田中人実委員。

田中人実委員 これも議論なのですが、この間の一般質問を見ても、一括も一问一答も、何度でも時間内で質問できるとなりましたので、大して変わらないのです。質問項目を分けてやるのか、一気に質問して、そのやりとりをやるだけの違いなので、どういう……だから、一括というのと一问一答というのは、要するに質疑と答弁のやりとりがはっきりわかって、市民にわかりやすくなるというのがねらいだったので、各党派、各議員の意見を聞いて、もう一问一答に限定してしまうというふうになれば、ここはもうそういうふうにしてしまえばいいと思うのです。

松野豊委員長 現時点では、ちょっと保留にしておくという措置でいいですか。とりあえず……また多分、それ議運でも、次回以降のこの今期定例会終わったら、10月に1回議運を開催しようと思っていますが、そのときの振り返りでまた議論だと思うのです。一般質問に一问一答に全部統一化してしまうのか、一括質問を残すかというのは、また別途議運のほうで議論しますけれども、こちらの特別委員会としては、とりあえずこの附則は一応残しておく、暫定的に残しておくということで整理をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 そしてその附則の下なのですが、議会基本条例の流山市の特徴として、議会事務局体制整備の中に、議会の予算と人事権を盛り込むべきではないか。議長の議会招集権もあわせて二元代表制を原則としてもっと議論をする必要があるのではないか。章立ての全体の構成はこういう形にならざるを得ないかなと思うというふうになっていますが、これ議会の予算については入れましたので、よろしいですか。第4章に入れました。

それから、議長の議会の招集権というのは、招集権云々ということについては、まだ保留ですが、やっぱりこれも第2章の中に一応代表者会議の位置づけというのと、全員協議会というのと、議長の権限と役割という項目を、ちょっと中身までは具体的にあれしていませんが、入れていますので、それで整理させていただいたということによろしいですか。では、これ消します。整理したと。乾

委員からあった、三重県のように……

〔「撤回」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 撤回、今後議論でもいいと思うのですけれども。成文化する中で、別立てというのか、例えば議会改革という項目がいいのか、議会の自立権みたいなやり方がいいのか、ちょっとまた議論ですけれども。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 はい。では、ちょっとこれ残しておきます。あと人事権、予算編成権は、入るとすれば、議長の役割とか議会と執行部の関係の中で盛り込むべきではないか、これも整理しましたので、よろしいですか。整理したということ。議会の招集権は、ちょっとまた今後議論するというので、ここもちょっと……します。全体を通して何か。これで一応一通り骨子の入れる、入れないの、細かい表現は、また成文化のときにするとして、一通り盛り込む、盛り込まないの議論が終わりました。本当に長い間、御苦労さまでございました。お疲れさまでした。全体で何かもしあればということで受け付けますが、よろしいですか。特にないですか。

それでは、一たんちょっと暫時休憩をします。再開を今10時11分ですから、10分休憩、25分にしましょう。10時25分再開としたいと思います。できれば2分前ぐらいには御着席の御協力をいただければと思います。

それでは、休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時25分

松野豊委員長 ちょっと酒井委員がまだのようですが、定刻になりましたので、休憩前に引き続き会議を再開します。

協議事項の(1)番のシンポジウム当日に配布する骨子(案)について、骨子(案)の中で。骨子(案)は一応一通り終わりましたが、シンポジウム当日配布する案について、3種類御提示しましたが、どれを骨子、配布資料にするか。見やすさ重視か、詳細重視かになると思いますが、御意見をいただけたらと思います。正副委員長としては、事前に協議をしております、直前にお配りしたこの解説だけ入れているやつですか。流山市議会基本条例の骨子で、最終版コメント入りと書いていないほうのものは、実は章ごとに解説を入れているのですが、これぐらいのほうですっきりしていいかなという事前打ち合わせでは出ておりましたけれども、委員の皆さんの御意見をいただけたらと思います。

戸部委員。

戸部源房委員 委員長、副委員長がいろいろ練りに練った解説入り、私も賛成いたします。

松野豊委員長 ありがとうございます。よろしいですか。この解説つきのやつを配布するということ。

ちょっと補足しておきますと、これ前文に入れたいキーワードが、前、皆さんのお持ちしているのよりも増えています、二、三個。なぜ増えているかという、議事録全部ひっくり返しました、私のほうで、もう個人的にひっくり返して、10時間ぐらいかかりましたけれども、全部蛍光ペンで引っ張って、皆さんの議論の中で出ていたキーワード、それとそのものではなくて、やはりしゃべり言葉というか、議論していますから、キーワードそのものが出ている場合と、こんな感じのものを入れたいという御意見とあったので、それはちょっと丸めてしまいましたが、表現を。一応まだこれ別に決定ではないので、こういうキーワードをもとにして全文案を考えましょうということなので、これでいいかなということで、少し増えています、前回お配りしたものよりも。それは勝手に増やしたのではなくて、再度確認すると、議事録を全部ひっくり返して蛍光ペンでチェックして、その中で出てきた文言について触れているということで御理解いただければと思います。

では、配布資料はこちらで当日はシンポジウム、市民の皆様、参加者の皆様には配布するという
ことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ありがとうございます。

次に（２）番、シンポジウムの実施要領についてですが、まず初めに、資料もお配りしていますが、資料に沿って事務局より御説明を冒頭にさせていただきます。

竹内主査、お願いします。

竹内議会事務局主査 それでは、実施要領につきまして、お手元にお配りしております資料に基づいてご説明いたします。資料の上から順に御説明をさせていただきます。多少割愛させていただく部分もありますが、御了承願います。資料の関係上、同じような部分も説明するかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。

では、1枚目を御説明いたします。日時は、平成20年10月4日、土曜日、午後1時30分から同4時30分まででございます。全体で3時間でございます。特別委員会委員9名の皆様は、集合は現地、10時30分、事務局集合は市役所に10時に集合いたします。駐車場が少ないようでございますので、乗り合いで現地集合することとしております。議員の皆様も御連絡をとり合っていて、乗り合いで来ていただければと思っております。場所は、生涯学習センター多目的ホール、最大300人でございます。目的につきましては、チラシ等にも書いてありますので、割愛させていただきます。

全体テーマといたしまして、「地方議会としてのあるべき姿 理念を掲げる「議会基本条例」の必要性」というタイトルでシンポジウムを開催することといたしております。次第につきましては、1、開会、司会進行は藤井特別委員会副委員長にお願いをしております。このときに開会宣言を行っていただき、オープニングでパワーポイントの映像を考えております。次、講師紹介、次3番、基調講演、早稲田大学大学院教授、北川先生に60分御講演いただきます。演題といたしましては、「地方政府時代に求められる議会の役割～議会基本条例の必要性～」です。その後、10分間の休憩

をとりました、4番といたしまして、議会運営委員長兼議会基本特別委員長の松野委員長のほうから、流山市議会改革の経過説明及び流山市議会基本条例骨子（案）について御説明をしていただきます。この後、パネルディスカッション、松野委員長をファシリテーターとしまして、4名のパネリストの方に御参加いただきまして、ディスカッションを行っていただきます。

2枚目でございます。進行役はファシリテーター、議会基本条例策定特別委員会委員長の松野委員長をお願いしております。パネラーは本日も傍聴いただいております江川代表、北川先生、馬場議長、井崎市長、をお願いしております。その後、質疑応答、2分でございます。これを見ていただきますと、60分がパネルディスカッションの時間で、質疑を20分、合計80分でございますが、80分をファシリテーターの委員長に配分をしていただく形になっております。全体を80分という形でお考えいただきたいと思っております。最後に、閉会挨拶でございます。ごあいさつは関口副議長にお願いしたいと思っております。

6番、アンケート調査でございます。入場受け付け時にレジユメと一緒に配布をさせていただきまして、帰りに回収をさせていただきたいと考えております。回収は、かご等、入れやすい、置きやすいものを用意しまして、来場者をお願いしたいと思っております。また、このアンケート用紙はファクスでも提出することができるような形にしておりますので、2種類の方法で御提出していただくことになると考えております。本日もお配りしておりますが、キャッチフレーズの投票用紙でございますが、入場受け付け時に配布をさせていただきまして、北川先生の講演が終わりましたら、休憩がございますので、その時間までに御投票いただくように、アナウンス等でも御案内をさせていただきます。また、受付を担当される方につきましても、その旨を来場者の方に周知していただきたいと考えております。

8番、周知方法でございます。これは既に実施したものが羅列してございますが、例えば議会ホームページ、議会だより、「広報ながれやま」10月1日号にも掲載される予定となっております。シンポジウムの案内チラシにつきましては、既に各議員の皆様には100枚ずつお配りしております。庁内周知といたしまして、既に庁内にも御案内をさせていただいております。1階受付のほうにも置いております。また、昨日生涯学習センターで開催されました市民活動協働フォーラムでもレジユメと一緒に配布をさせていただいております。また、市民活動センターに常設されておりますマガジンラックにも30部ほど置かせていただいております。

5番としまして、近隣市議会、本市を除きまして、東葛広域5市、議長様あてに馬場議長名で御案内文を送付してございます。続きまして、⑥でございますが、市民活動団体、NPO団体等が主でございますが、住所、お名前等がホームページ上で確認できるもの、個人情報等もございますので、その確認できる方の中で、まちづくり関係に携わっておりますNPOの代表の方々、約10件でございますが、御案内文を送付してございます。

9番でございますが、今回実施要領の中にある参考資料一覧表で書いてございます。ここまでで。

松野豊委員長 ありがとうございます。ちょっと補足をします。8番のところの周知方法なのですが、今⑥までしか資料には記入、間に合わなくてできなかったのですが、⑦として、先ほど御紹介した地元の新聞記事で広報をいただいて、地元の新聞記事というか、毎日新聞と東京新聞と千葉日報、それぞれ千葉版で広報をいただいています。それから、⑧番として、一番これが期待をすところなのですが、各議員、委員含め、我々各市議会議員の自らの周知というか、呼び込みが一番皆さんにお願いしたいところですし、広報効果も一番あらわれるのではないかなというふうに思っております。300人入る会場ですので、少なくとも200名ぐらいは動員をしたいと。でないとなんとちょっと見栄え的にもどうかというのがありますので、これは改めてこの場をおかりして、皆さんに御周知をお願いしたいと思います。

戸部委員。

戸部源房委員 流政会では、各議員、これはきちっと配布しまして、必ず10名動員するようにと、そういうことをやっております。それから、明日、30日、夕方なのですけれども、6時から、南流山と江戸川台、2カ所で流政会の議員でお配りしたいと。そういう活動をやって、何としてでも動員しなければいけないだろうということで頑張っておりますと。

松野豊委員長 ちなみに事務局、これ例えば議会のホームページとか、議会だよりとか、「広報なぐれやま」とか、新聞記事とかもろもろ出していますけれども、何か反響ございましたでしょうか。ない。一応済みません。竹内主査。

竹内議会事務局主査 反響といいますと、職員からなのですが、松戸の市議会議員さんが見に行きたいのでチラシを10枚ぐらいくれないかとか、あとは名を名乗らず、シンポジウムは選挙に絡んでもやるのですかと、そういう問い合わせございましたが、直接何人行きますからということではございませんでした。

松野豊委員長 という程度の反応ですので、皆さんに人海戦術で集客をお願いしなとなかなか厳しいかなというところがございます。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 一応周知ということで、議員の持ち分というか、10名ということではありますけれども。私は、社会新報の折り込み入れさせて、購読者に、本庁は入れませんが、入れさせていただきます、お願いして。それと講演会から10名は出したと。ところが、さっきだれからかの問い合わせであったように、私とすると、非常に厳しいのですけれども、福島党首が来るということがあるので、その日、4時からカドヤなので、それは一切こちらを優先にして、党で取り組んでよろしいということなので、その点は最後まで協力していくということです。10名は確保しておきます。

松野豊委員長 ありがとうございます。では、皆さん引き続き集客お願いをしたいと思います。

では、とりあえず前半ここまで、あとちょっとこの後、また竹内主査のほうから事務局のほうか

ら進行表がA3でできていますので、これの御説明もいただきますが、とりあえず前半のところはよろしいですか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 実施責任者の立場に立つと、何としても100人ぐらいの間違いないという固定票みたいなのがないと不安でしょうがないと思うのです。だから、戸部さんが10人、高橋さんが10人とか、こうやって確実に……

[何事か呼ぶ者あり]

酒井睦夫委員 いやいや、例えばそうやって確実に100人は読めるということがあると、北川さんのネームバリューでプラス100ぐらいになる期待があるという、それがなかったら、委員長は不安でしょうがないのではないですか。

松野豊委員長 それは大丈夫です。

酒井睦夫委員 大丈夫ですか。

松野豊委員長 皆さんを信じておりますので、大丈夫。お気遣いいただいてありがとうございます。

酒井睦夫委員 それで、私松野さんにはメールで報告しているのだけれども、私の知り合いで出ますという人が16人いるのです。16人いてプラスアルファが期待できて20人ぐらい来ると思うのですけれども、本当は1人何人ということ全部出してもらって、これで固定で間違いないというのがないと、本当の事務局としては、不安だというふうに、私ずっと思っていた。ただ、北川さんのネームバリューはやっぱり大したもの、その16人の方も、北川さんだったら行ってみたいということだったので、案外来るかもしれない。ポスティングなんかでも。しかし、それでも固定で100人は間違いないというかたいのがないとまずいのではないかと思います。

松野豊委員長 お気遣いというか、お心遣いありがとうございます。それで言うと、100人でもだめで、やっぱり先ほど申し上げた200名、その部分でいくと。ただ、それはそんなに私の顔がつぶれるとか、そこら辺はお気になさなくていいので。とにかくそれよりも、せつかくこの流山市議会の活動を市民の皆さんに知っていただく最大のチャンスなので、このチャンスを皆さんにも生かしていただきたいですし、この特別委員はもとより、28名の議員が一丸となって人集めをしていただければなというふうに思っております。以上でございます。

では、次よろしいですか。説明させていただいて。それでは、その他の給与のところの配布資料をもうちょっと細かく御説明をいただきます。

では、竹内主査、お願いします。A3のほうです。

竹内議会事務局主査 それでは、引き続き、別紙1というものを中心に御説明させていただきます。よろしいでしょうか。

まず、先ほど御説明させていただきました内容を時間割表スタイルにしてあります。10時に職員集合いたしまして、現地に2台で向かいます。10時半には、先ほどお話しさせていただきました特

別委員の皆様にはセンター、ホール前にお集まりいただきたいと思っております。そこで若干の打ち合わせをさせていただきまして、10時40分から会場設営をさせていただきます。右のほうを見ていただきますと、まず順番にホール内の設営を皆さんで優先してやっていただきたいと考えております。内容としましては、いす、ステージの横断看板の設置、マイク、パネルディスカッション用の長机でございます。講師、パネリスト、司会者の席札、演壇設置等でございます。こちらの演壇設置の部分でございますが、パネルディスカッションの部分につきまして、長テーブルに名札等を張っていただくのですが、事前に本番位置を設定して、テープで印をつけず設置できますように位置を確定して横にはけておくというほうがよろしいかと思っておりますので、この部分は御注意をいただきたいと考えております。ホール内の設営が終わりましたら、受付設営、ホール入り口等、会場内の近辺の設営をしていただきます。机であるとか、キャッチフリーズの投票箱の設置、レジユメの配備でございます。キャッチフリーズの投票箱につきましては、選挙管理委員会から投票箱をお借りしておりますので、仰々しいという御意見もあるかとは思いますが、よろしく申し上げます。

それが終わりましたら、次3番といたしまして、案内表示の設置でございます。センター正面、ホール等の導線に従って、会場内に張り紙を張っていただくということでございます。張り終わりましたら、動線確認の意味で歩いていただきたいと考えております。

以上が終わりましたら、4番、立て看板の設置でございます。立て看板は、5カ所、設営する形で用意をさせていただきました。セントラルパークの改札を出て正面にフェンスがありますが、そちらに左方向矢印のものを1本、駅から歩いて生涯学習センターに突き当たりますので、そこで右矢印を1本、ホールの正面入り口に1本、4番、生涯学習センターの正面の入り口にいらっしゃる方には、左の矢印で受付の表示、生涯学習センター正面駐車場入り口のほうにも会場の御案内という形で1本の立て看板を設置しております。録音でございますが、こちらは会場管理のセンターからオペレーターの方が専属でついでいただけるということになりましたので、録音関係のほうはお願いしたいと考えております。

次、裏面でございます。会場の設営が終わりましたら、昼食をとっていただきたいと思っております。40分ぐらいしかございませんが、こちらのほうは今回だけは御了解いただきたいと思っております。これは後ほど確認していただくのですが、こちらの案としましては、講師控え室におきまして、食事を皆さん、おそろいでとっていただきたいと考えております。

松野豊委員長 補足します。済みません。おととい、早稲田大学で草間研究員も一緒にパネルディスカッションと当日の打ち合わせを北川先生と行ってきました。そうしましたところ、ちょっと午前中、ほかの予定が先生のほうが入ってしまいまして、当日到着できるのが1時間後になりそうな見込みですので、ちょっと当初は特別委員の皆さんとせっかくの機会ですから、北川先生と昼食を交えていただこうと考えておりましたが、ちょっと先生のスケジュール上、それが不可能となりましたので、御了承いただければというふうに思います。

それから、ちょっと説明の途中で恐縮ですが、10時半の集合には、正副議長、今日もお越しいただいておりますが、正副議長のほうも10時半にお越しいただけるということですので、あわせてお知らせをしておきます。

それから、昼食に絡みまして、実は本来であれば、私個人的には、こういう昼食は特別委員でみんなで議会活動の一環で準備している中での昼食ですから、議会費で出してもらっても決して悪くないと思っているのですが、そういう項目立てがやっぱり昼食とか飲食は、これ議会費に限らず、役所のほうはかなりそれを出すのが難しいということでしたので、私のほうで事前には交渉したのですが、ちょっと難しそうなので、大変恐縮なのですが、昼食代は大体1,000円ぐらいになると思うのですが、皆さんに自腹でというか、お出しただけないかなというふうに思います。当日でもいいのですが、ちょっと事前にまとめてお弁当を発注してしまったほうがいいかなというふうに思っていますので、事務局のほうで手配する関係上、今日でも結構ですし、あるいは当日の朝でも構わないのですが、まず一たん1,000円いただいておいて、後ほど清算をするというか、もし800円で済めば200円おつりとかいうことになると思いますが、それで御了承いただきたいのですが、よろしいでしょうか。済みません。

では、続けてください。

竹内議会事務局主査 ありがとうございます。

続いて、12時45分からのタイムスケジュールでございますが、受付のところに12時45分にお集まりいただきたいと考えております。同じ12時45分には、集まった中より、事務局から2名駐車場整備に出ます。すぐ受付準備ですが、まずキャッチフレーズの投票用紙等の投票箱の設置等を含めまして、受付係の方に準備をしていただくこととなります。事務局としては、吉原係長と須郷のほうはこちらのほうを担当させていただきます。

13時でございます。13時には開場させていただきますが、例えば12時45分ぐらいに受付の準備を始めたときに、かなりの方がいらっしゃってれば、臨機応変に会場内には御案内していただく形をとっていきたいと考えております。特別委員の方及びその他参加議員の方は、ホール内にて来場者の方を誘導していただいて、来場者の方がお座りになって初めて御自分の席を見つけていただいております。13時25分でございますが、開始5分前の告知として、藤井副委員長のほうに陰で着席を促す御案内をしていただきたいと考えております。13時25分、北川先生には楽屋で待機をしていただいて、開演の御準備をしていただきたいと考えております。

13時30分、シンポジウムの開会でございます。司会者のほうからオープニングのごあいさつとパワーポイント、こちらのほうは松野委員長のほうからパワーポイントの映写のほうをお願いしたいと考えております。

松野豊委員長 ここではちょっと説明を若干。イメージとしては、というかちょっとこれも皆さんに御

意見伺ってとっていますが、特別委員の皆さんをどこかで紹介する時間をとりたいなと思っていますが、これがオープニングなのか、ちょっと閉会のときの副議長のごあいさつでやっていただくかというのは、ちょっと今後、また後ほど御意見いただきたいと思うのですが。冒頭に3分間ぐらいの感じでオープニングでちょっとビデオというか、イメージの、パワーポイントでムービーをつくるのですが、これ全然違うやつですけれども、これ音楽があれですが、こんな感じのイメージでちょっとつかんでいただければいいのですが。ちょっと音楽が古いので。済みません。こんな音楽使いませんので。こんな、音楽はもうちょっと明るい感じのを使いますけれども。何かこれはほかのやつなので、あれですけれども、流山市議会みたいな感じで出して。ちょっとイメージだけなので、要は写真とこういうキャッチコピーと音楽を織りまぜて、ちょっと3分間ぐらいでイメージの感じで、ここのキャッチフレーズは、皆さんにキャッチフレーズ案で出していたいただいたものから、全部はちょっと、全部入れ込むのは難しいと思うのですが、幾つかピックアップをして、ちょっと流山市議会のイメージ的なものとか、あと市議会の議場の写真とかうまくはめ込みながら、ちょっとオープニングの映像を3分ぐらいで流したいなというふうに思っています。

そのオープニングのこの映像の中で、例えば委員さんの写真と名前を出して紹介するというのも手法としてはできますし、あるいはオープニングの映像が終わった後に、委員の皆さんに前に出てきていただいて。ただ、ちょっと時間がかかなりタイトなので、御紹介だけで終わってしまうと思うのですが、司会者の藤井副委員長のほうからお名前を御紹介させていただくなり、何かそういうところをちょっと設けたいと思っているのですが。これはまた一通りちょっと説明終わった後に、また御協議というか、御意見を委員の方からもいただければなというふうに思います。

済みません。では、続けてください、竹内さん。

竹内議会事務局主査 それでは、続いて13時37分の部分から御説明させていただきます。13時37分、基調講演の開始でございます。北川先生に約1時間、御講演をいただくことになっております。14時40分には終了し、北川先生には御退場いただくこととなります。ここで10分間の休憩をとっていただきます。このあと、委員長からのプレゼンテーション20分ございますので、このときにパネルディスカッションのテーブル等の用意をすべて完了しておきたいと考えております。ここで一たんキャッチフレーズの投票が締め切られます。キャッチフレーズの集計をしなくてははいけませんので、事務局のほうでは局長がこちらの集計のほうに携わっていただくということで事前に内部協議はしておりますが、特別委員の中からお二人もしくは3名、キャッチフレーズの投票結果の集計に携わっていただく方が必要となりますので、後ほど2名ないしは3名の方を決定していただきたいと考えております。

14時50分、議会改革骨子概要の説明、こちらは松野委員長のほうからパワーポイントを使いながら20分の御説明をしていただきたいと考えております。

松野豊委員長 ここで、では、まだ作成途中で完成していないのですが、今ちょっと随時つくって

ます。一応市議会の概況を説明して、あとこれはちょっと時間が20分しかないので、二元代表制の仕組みをどこまで説明できるかなのですが、これはまだやるかどうか決めていませんが、一応ちょっとまだ現行案なので、一応これについて触れようかなと思っています。それと、改革の今までの議会改革、平成12年4月に地方分権一括推進法が施行されてから、当市議会の場合は平成13年7月に地方分権検討協議会というのが設置されまして、そこからが実質、流山市議会の改革スタートだというふうに思っていますが。時系列で協議会の設置であるとか、対面演壇方式であるとか、インターネット中継であるとか、そういうものをちょっと時系列でまとめておりますので、この辺の経過を会場の皆さんに御説明をさせていただこうかなというふうに思っています。ちょっと今まだ資料をつくっている途中ですが、ちょっとさわりだけ御紹介をしておきます。

以上です。

竹内議会事務局主査 ありがとうございます。

それでは、続いて15時10分に委員長の御説明が終わってすぐ、パネルディスカッションを開始させていただきたいと思っております。先ほど御説明いたしましたように、10分の休憩の間にパネルディスカッションの設営をいたしますので、委員長はそのまま壇上にお残りいただいて、パネルディスカッションのほうに入りたいと考えております。ファシリテーターは松野委員長でございます。16時10分から質疑応答の時間でございますが、先ほど御説明しましたように、ディスカッションと質疑応答で80分でございますので、この時間の配分につきましては、ファシリテーターの松野委員長のほうに御一任していただく形になるかと考えております。

松野豊委員長 では、ちょっと補足で。済みません、プリントしていないのですが、画面で。まだこれも案ですので、あれですが。ベースは、専門的知見である草間研究員が考えてくれました。一応3時10分から、予定では全部この分割、全部分ごとに時間も設定していますので、パネラーの話が延びない限りは、この時間どおりいけば、15時10分から始めて15時59分にはこのコンクルージョンというのは、結論とかまとめという意味なのですが、まとめに入って、15分ぐらいやって、16時10分には終了して、20分間質疑応答の時間をとるという予定にしていますが、パネルディスカッションですので、パネラーの方であったり、その議論がずっと盛り上がると、場合によってはちょっと時間は中は押してしまう可能性もあるかなということです。ただ、16時半には必ず終わらせるように努力をします。内容も一応まだ案ですが、考えておりまして、今日も午後から江川さんと議長と、あと来週は市長にもレクチャーをする時間をいただいておりますが、趣旨を冒頭に説明して、全部で3つ質問をしようと思っております。時間が1時間しかありませんので、3つぐらいがテーマがやっとなんかと思っております。第1問題提起としては、議会基本条例をどう生かすか、何のための議会基本条例なのかということで、最初に基調講演をいただいた北川先生に、全体の、流山市に限らず、北川先生の講演を踏まえて、議長として考える流山市議会基本条例の必要性、今までの流山市議会、これから目指す流山市議会ということでコメントをいただきます。

第2問題提起として、議会と市長の関係ということで、まず最初に北川先生に三重県知事時代の三重県議会と知事、執行部局の関係についてどんな感じでしたかという、議会と市長というか、議会と首長、知事の関係というところでお伺いをして、コメントをいただいて、その後に井崎市長のほうから、では市長が考える市民にとって理想的な市長と議会の関係、流山市議会の議会改革の評価について少し伺おうかなというふうに思っています。その後、流山市議会基本条例案について、市長にさらに意見を伺って、議会基本条例について市長個人の、個人というか、市長としての意見というのを考えていただこうかなと思っています。

第3問題提起としては、議会基本条例がもたらす議会と市民の関係ということで、まず議長に市民との関係、議会と市民、あるいは議員と市民との関係をどのように築いていこうとしているのかと、流山市議会がどのように築いていこうとしているのかというビジョン的などのお話をさせていただいた後に、江川さんのほうに市民から見た議会基本条例案、委員会での議員の様子を率直にお話をさせていただいてというふうに思っています。その後、ちょっとせっかくですから、江川さんに議会ではなくて自治基本条例にかかわった感想、所感をお述べいただいて、その後に北川先生に自治基本条例と議会基本条例の意義というところで少しコメントをいただいて、最後に市長に自治基本条例を作成する意義と、議会基本条例への期待というところでコメントをいただいて、最後まとめで、今までの議論で感じたことを私のほうからお話をさせていただいて、議会基本条例を通じて、議長には議会として変わっていかなくてはならないものというところで考えていますが。市長と江川代表のほうには、議会に期待することということでコメントいただいて、最後に北川先生に流山市に期待することということでまとめていただいて、質疑応答にいこうかなということで、あくまでも今まだ案ですが、ちょっとこれはレクをする中で若干内容は、それぞれのパネラーの方々に今日この特別委員会終了後、今週から来週にかけて、それぞれ打ち合わせをする予定ですが、その打ち合わせの中で若干方向性は変わるかもしれませんが、大体大枠としては、このような流れで考えております。一応御報告だけ先に申し上げておきます。

では、引き続き。

竹内議会事務局主査 それでは、続きを御説明させていただきます。

今委員長のほうから御説明いただきましたパネルディスカッション、質疑応答が終わりまして、16時30分より副議長に閉会のごあいさつと一緒にキャッチフレーズの投票結果につきまして発表をしていただきたいと思いますと考えております。効果音としまして、ドラムロールの効果音を生涯学習センターで用意いただけるようお話しておありますので、それを入れられればと思っております。これは後ほど副議長とも調整させていただきたいと考えます。

16時33分から閉会、後片づけ、17時終了という形になっております。以上が全体的な流れでございます。この中に客電何%とか細かいことも書いてありますが、これは演出上の関係ですので、余り気になさらずに結構だと考えております。以上でございます。

それでは、続けてその裏面でございますが、流山市生涯学習センター配置図というものがございます。今回フォーラム会場が多目的ホールという形になっております。全体が横長の会館でございますが、使うのは多目的ホールとA103号室が北川先生の控え室になっております。皆様にはこちらでお食事をとっていただくことになると考えております。

続きまして、平面図、別紙3というものをごらんいただきたいと思います。真ん中の可動式いす設置200席という部分が皆様に朝一番でやっていただく椅子の設置個所です。いすがすぐ横の倉庫に入っております。左側が舞台でございます、大体的見取りでございますが、演台が中心となりまして、パネルディスカッションは長テーブルを大体L字型のような形で並べていただくことになるかと考えております。配置でございますが、演台の場合の上座が司会者から一番遠いということでございますので、北川先生、江川代表、井崎市長、馬場議長という形で右側から並んでいただくことになっております。

あとは受付、下のほうに受付のイメージでございますが、こちらが長テーブルを3本並べまして、アンケート回収箱と受付という表示をこちらのほうにさせていただきたいと考えております。受付が終了いたしましたら、L字型になっているものを一列に並べまして、最後、アンケートが回収しやすいようなレイアウトに変更していきたいと考えております。

次でございます。別紙4でございます。こちらが各事務分掌表でございます。総括責任者といたしまして、全体調整で特別委員の中では、委員長と藤井副委員長に御担当させていただきたいと考えております。事務局は秋山局長と、私もそちらに入ります。受付でございますが、受付表示の設置、これは皆様で設置するときにはほぼ完了すると思いますが、その御確認、資料の配布、席は自由ですよということを受け付けの際にお伝えいただきたいと思います。もう一つ重要なのですが、キャッチフレーズの投票はすぐ済ませるか、基調講演の休憩までに済ませていただくよう、こちらで御案内をいただきたいと思いますと考えております。特別委員の中では、酒井委員と高橋委員、田中美恵子委員にお願いしたいと考えております。事務局は2名でございます。

会場整理でございます。会場整理は、舞台看板、会場サインの設置、回収、これも皆様でやります。受け付けした方を順次席に御案内していただきたいと思います。基調講演時までの講師などの席を改め、確保していただいて、札を張っていただきます。約7名の部分は予約席という形で設置していただきます。松野委員長の骨子が説明した終了後、速やかに幕を閉め、パネルディスカッションのセッティングを行うという形のこともよろしくお願ひしたいと思います。特別委員の方では、田中人実委員、乾委員、戸部委員、伊藤委員にお願いしたいと思います。事務局は2名でございます。

接待、備品でございます。当日の接待は特にございません。北川先生もお昼難しいということでございますので、接待は特にございませんが、準備品として基調講演のおしぼり等、事務局で用意しておきますが、そちらの御確認をお願いしたいと考えております。駐車場係、こちらは事務局で

ございますので、説明は割愛させていただきたいと思えます。

広報等でございますが、事務局で対応させていただきたいと思えます。こちらで御注意していただきたいところがございますが、北川先生の基調講演の際、写真撮影は大丈夫でございますが、録音とビデオ撮影につきましては御遠慮いただきたいということを確認しておりますので、よろしいですかと聞かれた場合、御遠慮いただきたいという旨を皆様、頭の隅に置いていただいて御案内していただきたいと考えております。アナウンスも入れておりますが、そちらのほうもよろしく願います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

竹内議会事務局主査 いまの注意点は基調講演のみです。北川先生がお一人で出演される基調講演の録音とビデオ撮影については御遠慮いただくと。これは司会のシナリオの中にも入れておりますが、そのような方がいらっしゃいましたらということで考えております。連絡調整でございますが、こちらは倉田次長、私、あと草間研究員のほうで担当させていただきたいと考えております。

続けて、別紙5でございます。これは舞台の正面に掲げます横看板でございます。これも全部できておりますが、横約6メートル、縦70センチでございますが、このような形のレイアウトになっております。

別紙6でございます。これは立て看板でございます。捨て看と言ったほうがわかりやすいでしょうか。流山市議会基本条例シンポジウム会場、矢印がついたものを用意してございます。

別紙7でございますが、こちらは参考までにシンポジウムのアンケートをこちらのほうにつけさせていただきます。

以上が実施要領、地図、配置、準備につきまして御説明させていただきました。

松野豊委員長 竹内主査、ありがとうございます。一通り御説明いただきましたが、何かお気づきの点とかございますでしょうか。

田中人実委員。

田中人実委員 松野委員長が20分間流山市議会の議会改革について御説明します。そのときに先ほどパワーポイントに出た資料なのですが、これはちょっと印刷をして参加者に配ったほうがいいのではないですか。それとその最終ページぐらいにパネルディスカッションあるいは基調講演でメモを書き取るような、メモ欄、1枚、空欄のやつをちょっとつけ加えて、何枚になるかわかりませんが、簡単な冊子でつくっておいたほうがいいのではないかなと。

〔「メモできるようにね」と呼ぶ者あり〕

田中人実委員 でないと、パワーポイントだけ見ても、あと記憶に残らないので。

松野豊委員長 ありがとうございます。では、ちょっとこれメモは入れておくようにします。メモページを。あとございますでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 担当が決まっているのだけれども、担当のところで大事なところ、例えば受け付けなんかでは、責任者はお一人決めておく必要があると思います。それと、受け付けをどの時間までどういう体制でやるのかということとか……

〔何事か呼ぶ者あり〕

乾紳一郎委員 それは責任者の判断でもいいと思いますけれども、その辺を感じます。

松野豊委員長 これは事務局かな。責任者というと、済みません、期別で高橋ミツ子委員にできれば受け付けの責任者は、リーダーはやっていただけるとありがたいのですが。ただ、シンポジウム始まったら、委員の方は中に入っていて、基調講演が始まったら中に入っていて、事務局が吉原係長と須郷主査がいますので、そのお二人を残して委員の方は中で講演聞いていただいたほうがいいと思うので、そんな感じかなと思いますが、事務局からは。

竹内議会事務局主査 御指摘ありがとうございます。確かに責任者が必要かと考えます。今委員長からお話がありました、高橋委員に、例えば受け付け、責任者をお願いさせていただきまして、後ほどまた詳細に御協議させていただきますが。会場、開演が始まりましたら、もちろん事務局のほうそのまま引き継ぎをさせていただくという形をとらせていただきたいと思います。

松野豊委員長 よろしいですか、高橋委員。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 済みません。ありがとうございます。

あといかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤實委員 会場のほうは、田中人実委員にお願いしたいと思います。誠に申しわけないのですけれども、当日私のところ運動会なものですから、途中から参加します。先ほど委員長が言われていました特別委員の紹介がどこにあるかによるのですけれども。

〔「冒頭って」と呼ぶ者あり〕

伊藤實委員 いや、冒頭ちょっときついので。

〔「後半のほうが」と呼ぶ者あり〕

伊藤實委員 そうです。だから、この休憩後、委員長がやるでしょう。その前段あたりにやっていたら、皆さん走ってもあいているのではないかなと思いますので。

〔「骨子説明の前に」と呼ぶ者あり〕

伊藤實委員 そうそう。と思うのです。

松野豊委員長 あと、人員で言うと、後で申し上げようと思っていたのですが、インターン生がこの夏もちょっとお世話になりましたが、ボランティアで4名か5名、当日受付であるとか、会場設営のサポートで勉強ということで、現役の大学生、千葉大と筑波大の学生が4名から5名、手伝いを入れていただく予定になっております。では、高橋委員、先ほど。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 余り心配することではないと思うのですけれども、呼びかけというか、周知方法の中で広報とか、議会はいいですけれども、記者クラブに案内したりしているよね。そういう人たちが当日取材等には受け入れていることになっているのが1つと、他市の例えば市長さんとかいらっしやった場合の対応などは考えていらっしやるのでしょうか。

松野豊委員長 ありがとうございます。まず、取材はちょっと聞いたほうがいいです、これ。あと今わかっている段階で言うと、ぎょうせいの月刊ガバナンスの編集長が取材に来ることは決まっています。あとはほかどっか問い合わせありますか。事務局のほうで。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 ただいまの高橋委員から2つの御質問があったのですが、取材につきましては、委員長が今お話ししていただいた「ガバナンス」、あとはコアラテレビだと考えます。松戸記者クラブには既にリリースしておりまして、冒頭御案内がございましたが、新聞のほうでも3紙取り上げていただいておりますので。いつ取材に来られるかということは約束はできないということなのですが、記者クラブ、1社、2社入る可能性があります。

松野豊委員長 実際の受付というのは、別に……マスコミ受付みたいな。マスコミ関係者受付という表示を貼って……一般受付とマスコミ関係者を分けた方がいいのでは。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 ちょっと会場の受付やるに当たっても、記者を入れていいのかとか、悪いのかとかあるよね。情報公開で皆さん来てもらうこと、また周知徹底しているのだから、当然だと思うけれども、来たときの対応としてやっぱりあると思うから、やっぱりその辺の確認と、あと来賓ではないのでしょうか、そのシンポジウムをぜひ見たいとして、他市の市長だと、私たちなんか来賓かなと思ってしまうけれども、そういう若干一般市民と違った人たちの受付なり対応。だから、そういう場合は、わからないのも失礼よ、でも。非常に気を使って……

松野豊委員長 ですので、どうですか。受付で今申し上げたように、マスコミ関係者、あと一般受付、それから役所関係者と言えばいいのかな、議会、自治体関係者受付という、3つこうふんどし垂らしておいて、できれば受付のほうで、マスコミは基本的に公開でいいと思うのですが、お名刺をいただくようにしていただけると。その名刺で、あとは例えば仮に、ないと思いますが、仮に他市の首長さんというか、市長さんがいらっしやっても、時間的に難しいので、ちょっと受付のほうで済みません、御紹介はできませんがということで対応していただいて。ただ、議長なりが、あるいは私がもし時間的に手があいていればですけれども、名刺交換させていただいて、どうもわざわざお越しいただきましてありがとうございますというぐらいは対応をしたいと思いますので。ただ、会場内で御紹介とかというのは、ちょっと難しいかなという感じです。では、その辺もうちょっと詰めます。ありがとうございます。

あといかがでしょうか。よろしいですか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 ちょっと事務局に私の注文というか、気持ちをお伝えしますと、こういうパネリストの方が壇上に立って意見をされるときに、流山市議会が進んでいるとか、すばらしいとか、もう褒め殺しみたくなってしまうと、それに終始すると、一般市民は流山市議会すばらしいとは思っていない人もたくさんいるわけですから、ちょっとしらせるのです。だから、演出上、ちょっと厳しいことを言ってもらおうということを事前の打ち合わせでやってもらったほうがいい。本当は市長は、市長の立場で見ると、議会はこういうふうにやってほしいとどんどん注文が出れば、ぱっと緊張感が出るのだけれども、余りそういうタイプの市長ではないので、厳しいことは多分言わないと思うのです。江川代表の場合、市民代表ですから、相当厳しいことを言える立場であるわけです、市長と違って。だけれども、江川代表も人格円満で余り言わない可能性があるから。したがって、事前打ち合わせのときに、だれがこういうことで厳しいことをちょっと言ってくださいという。厳しさだけでもどうかと思いますけれども、そういうふうにして盛り上げる演出をちょっと考えてほしいなというふうに思います。

松野豊委員長 ここは要議論なのですが、僕は余り演出したくないと思っています。パネルディスカッション、そのまま自然に思っていることを。だから、演出して褒めることもしませんし、演出して批判することもしませんし、自然にその方が純粹に感じておられることを引き出せたらいいなというふうに思っています。何か演出することで、それは批判というか、厳しいことを言ってもらうのも、今度言うとその逆の議論で、流山市議会頑張っているなと思っている参加者の方もいらっしゃるって、逆にそこが冷めるという可能性もあるので、余りそこは事前に演出をしないで自然体でいきたいなというふうに。

藤井副委員長。

藤井俊行委員 多分演出ではなくて、井崎市長ですとか、江川さんには、ある程度本音で言ってくださいということを委員長のほうから一言言うことによって、議会に配慮したというか、気を使った発言ではなくなって、本当の意味での本音でのトークということを議会は望んでいるという、そういう姿勢を出す必要があるというのが酒井さんの発言だと思いますので、よろしくお願いします。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 市民からの声で、このシンポジウムを見たときに、何で議会が議会基本条例をつくるのに、議会がつくるのに、シンポジウムに市長が参加するのという、私聞かれたのですけれども。いや、いろいろ市長側も二元代表制の中で対等というか、意見を述べてもらうためにやっぱりやるのですよと言ったら、それ少し違うのではないのというのがあったのです。今いろいろ話し合い、調整してと言ったから言ったのだけれども、やっぱりそういう立場も市民とすれば、議会が一生懸命つくろうとしているのだから、市民参加もよろしいし、それにまつわる流山の基本条例策定のた

めにどういふシンポジウムを開催して、どうやってみんなで決めていくのだと期待を持っている方もいるようなのです。だから、その辺の、市長はもう出るようになったのだから、いいのだけれども、余りつくり上げたようなことはしないほうがいいと思います。

松野豊委員長　ということでちょっといろいろ御意見もあるのですが、自然体で。よく選挙前に公開討論会とかというのが全国でされていますけれども、あれは参加者に仕込みを入れていたりして、支援者が無理に拍手やったりとか、いろいろちょっと政治の場面だとそういう仕込みがあることが多いですけれども、できれば10月4日のシンポジウムはそういう仕込みもなしに、それはもう委員の皆様ぜひお願いをしたいと思いますけれども、支援者連れてきていただくのは全然結構です。ただ、そこで、あそこで拍手しろとか、そういうのもちょっとできれば避けてほしいのです。あくまでも自然の中で、その参加者の方が感じていることを反応していただければ結構です。アンケートもとるわけですから、ちょっと余りそういう演出ということではなくて、本当に率直に、先ほど藤井副委員長がおっしゃった、率直に思っていることを語っていただく雰囲気がつくればいいなというふうに思っていますので、そのあたりでどうかちょっと御理解をいただけたらと思います。よろしいでしょうか。では、この件は。

先ほどの特別委員の御紹介なのですが、伊藤委員がおっしゃられていました休憩の後に少し、そうしましたら、司会者のほうから、副委員長ですけれども、御紹介いただく。ちょっと前に並んでいただいて、本当は本来であれば、28人、議員全員御紹介したいのですが、ちょっと時間的に難しいと思いますので、そのあたりはそれぞれの委員さんから会派の議員さんに御理解いただくようにしていただいて、9名、この特別委員会ですともう14回ですか、今日入れると。議論してまいりましたので、本当に週末も、先ほども少し触れましたが、この骨子の前文に入れたキーワードを拾うために、改めて最初の議事録から全部読み返したのですが、本当に赤裸々に全くノー編集、編集なしで議事録公開していることに、すごいことだなというふうに改めて実感しましたし、その議論を読み返していると、本当に皆さんが自由闊達にというか、御意見言っていて、何か読み返していくと、私委員長としても、非常に感謝の念というか、この委員の皆さんというか、このメンバーでなければ、ここまで、まだ完成したわけではないのですが、できなかったなと本当に改めて感じました。まだ終わっていないですけれども、特別委員会自体。なので、せめてこの9名は、私も含めてちょっと休憩時間、あと解いた後、私の骨子説明の前に少し壇上で、本当にお名前だけの御紹介になって恐縮なのですが、させていただきたいというふうに思っていますので、御了解いただければというふうに思います。休憩時間終わりましたら、ちょっと前のほうにお越しいただいておくように、ちよつとなるべく時間をどんどん詰めていかないといけないので、段取り含めて、休憩時間が終わったら前に来るといふところをちよつと覚えておいていただければと思います。

では、よろしいですか。このシンポジウムの件は。では、事務局から。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 先ほど、今の御議論にもつながるのですが、北川先生の基調講演の後、10分間休憩がございまして、この間に、ここからキャッチフレーズの集計をさせていただきますので、特別委員の皆さんから何名か担当していただければと思うのですが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

竹内議会事務局主査 少なくともお一人は入っておいていただいたほうがよろしいかと思うのですが、まず、紹介が終わった後、その集計に加わっていただく方を2名ぐらい決めておいていただきたいと思うのですが。

松野豊委員長 パネルディスカッションの始まってしまいますけれども。では、済みません。集計は学生たちに、不正はないと思いますので、大丈夫だと思いますので。よろしいですか。

〔「会場を回って」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 回ってとろうと思っています。でない、と、とり切らないと思うので、休憩時間中に、これもちょっとインターン生にお願いしようと思っていますが、箱を持って回収しますみたいな感じでやらせていただこうかなと。投票箱なのですけども、それとは別にかごみたいな何か箱で持ち運べるやつを用意して、そこにどンドン回収して集める感じで。アンケートではなくて、キャッチフレーズのほうです。アンケートのほうは受付で最後回収する形にします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、以上です。今後のスケジュールについてなのですが、ちょっとシンポジウムの終わった後だっけ。後に……もうこの前はできないですね。もう10月4日だから。次回、シンポジウムの反省等も含めて。次、そのシンポジウム終わって、10月25日に意見交換会、第1回の、どっちが先でしたっけ、南流山が先でしたっけ。10月25日に意見交換会ありますので、10月2日が本会議の最終日ですので、10月4日がシンポジウムなので、10月4日以降から25日のちょっと前まで、できれば12日の週ですか。10月12日、13日が体育の日でちょっと4日間しかないのですが、ここでちょっと一度特別委員会を開催したいと思っておるのですが。皆さん、御予定いかがですか。15日とかいかがでしょうか。15日、水曜日。ちょっと大分選挙モードになってくる感もあるのですが。

では、ちょっと暫時休憩します。一たん予定表、お持ちでない方もいらっしゃるの、休憩して3分後ぐらいに始めたいと思います。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時49分

松野豊委員長 会議を再開します。

次回のスケジュール、特別委員会の開催日程ですが、10月6日の月曜日、朝9時からお昼12時までとしたいと思います。6日の議題案、前段案と、それから開催通知は、改めてさせていただきますので、よろしくお願ひします。

では、その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 特にございませんか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして議会基本条例策定特別委員会を終了します。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時50分